

改正後	改正前
システム利用規程	システム利用規程
〔平成20年10月1日〕	〔平成20年10月1日〕
〔業務関連規程第1号〕	〔業務関連規程第1号〕
改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号	改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号
改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号	改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号
改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号	改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号
改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号	改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号
改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号	改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号
改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号	改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号
改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号	改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号
改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号	改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号
改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号	改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号
改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号	改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号
改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号	改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号
改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号	改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号
改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号	改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号
改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号	改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号
改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号	改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号
改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号	改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号
改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号	改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号
改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号	改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号
改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号	改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号
改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号	改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号
改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号	改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号
改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号	改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号
改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号	改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号
改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号	改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号
改正 平成29年3月31日業務関連規定第2号	改正 平成29年3月31日業務関連規定第2号
改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号	改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号
改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号	改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号
改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号	改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号
改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号	改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号
改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号	改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号
改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号	改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号
改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号	改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号
改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号	改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号

省略

附 則（平成31年 3月13日業務規程第 2号）
この規程は、平成31年 7月21日から施行する。

システム利用規程

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(7) システム利用契約者 会社との間でシステム利用契約を締結する契約当事者をいう。

(8) 管理責任者 セキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統括する責任者をいう。

(9) センターサーバ 会社の使用に係る電子計算機をいう。

(10) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、民間システム、アクセス回線（民間システムとネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。

（以下 1号ずつずれる）

（システム利用契約の申込み手続等）

第12条 システム利用契約の申込みは、NSSを利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。

なお、インターネット接続のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届け出ることとする。

ただし、NSSを利用して申込みを行うことについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書のほか、「利用者システム構成図」（インターネット接続による利用を除く。）及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。

また、本項の規定は、第3条第1項第1号に掲げる者及び動植物Web業務（別表1第4項第1号中の「動物検疫関連業務（動植物Web業務）」及び第2号中の「植物検疫関連業務（動植物Web業務）」をいう。以下同じ。）を利用する場合であって、動植物Web業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には

省略

システム利用規程

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(7) システム利用契約者 会社との間でシステム利用契約を締結する契約当事者をいう。

(8) センターサーバ 会社の使用に係る電子計算機をいう。

(9) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、民間システム、アクセス回線（民間システムとネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。

（システム利用契約の申込み手続等）

第12条 システム利用契約の申込みは、NSSを利用して必要な事項を送信することにより申込書を作成し、当該申込書を会社に提出することによって行うものとする。

なお、申込書の提出にあたっては、インターネット接続のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届け出ることとする。

ただし、NSSを利用して申込みを行うことについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書のほか、「利用者システム構成図」（インターネット接続による利用を除く。）及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。

また、本項の規定は、第3条第1項第1号に掲げる者及び動植物Web業務（別表1第4項第1号中の「動物検疫関連業務（動植物Web業務）」及び第2号中の「植物検疫関連業務（動植物Web業務）」をいう。以下同じ。）を利用する場合であって、動植物Web業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には

適用しない。

(システム利用契約の申込みの承諾等)

第15条 第12条第1項及び第2項の申込みに対する承諾はNSSを通じて行うものとする。

ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。

2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約又はその変更の申込みを承諾しないことができる。

- (1) アクセス回線の敷設が技術上著しく困難な場合
- (2) 第41条第1項各号に掲げる料金(以下「利用料金」という。)を滞納し、又は滞納するおそれがある場合
- (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受け、当該処分に係る期間中である場合

(4) システム利用契約の申込みが行われた後、会社が定める一定期間が経過しても必要とする手続きが行われていない場合

(5) その他システム利用契約又はその変更の申込みを承諾することが適当でないと認められる場合

3 会社は、前項の規定により承諾をしないときは、その理由を電子メールで当該申込者および管理責任者に通知するものとする。ただし、電子メールでの通知によりがたい場合は書面で通知するものとする。

(システム利用契約の解除)

第21条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。

2 システム利用契約の解除は、NSSを利用して承諾の旨をシステム利用契約者に通知することにより、当該解除しようとする日をもって解除される。

(デジタル証明書の取得)

第29条 インターネット接続の場合において、第15条第1項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかに第27条の規定により付与されたデジタル

適用しない。

(システム利用契約の申込みの承諾等)

第15条 第12条第1項の申込みに対する承諾は書面により行うものとし、同条第2項の変更の申込みに対する承諾はNSSを通じて行うものとする。

ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。

2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約又はその変更の申込みを承諾しないことができる。

- (1) アクセス回線の敷設が技術上著しく困難な場合
- (2) 第41条第1項各号に掲げる料金(以下「利用料金」という。)を滞納し、又は滞納するおそれがある場合
- (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受け、当該処分に係る期間中である場合

(4) その他システム利用契約又はその変更の申込みを承諾することが適当でないと認められる場合

3 会社は、前項の規定により承諾をしないときは、その理由を書面で当該申込者に通知するものとする。

(システム利用契約の解除)

第21条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することにより通知書を作成し、当該通知書を会社に提出することによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。

2 システム利用契約の解除は、システム利用契約者に書面で通知することにより、当該解除しようとする日をもって解除される。

(デジタル証明書の取得)

第29条 インターネット接続の場合において、第15条第1項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかに第27条の規定により付与されたデジタル

証明書を取得するものとする。

2 会社は、次の各号に該当する場合には、付与した該当のデジタル証明書の利用を停止することができる。

- (1) システム利用契約者が利用開始日から2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合
- (2) システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限を2月経過しても更新手続きを行わない場合

(3) システム利用契約者がデジタル証明書の再発行後、2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合

3 削除

4 削除

証明書を取得するものとする。

2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができる。

- (1) システム利用契約者が利用開始日から2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合
- (2) システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限を1月経過しても更新手続きを行わない場合

3 前項の規定により会社が指示した必要な措置を講じない場合は、会社は付与したデジタル証明書の利用を停止することができる。

4 会社は前項の規定によりデジタル証明書の利用を停止しようとする場合には、あらかじめ書面により通知するものとする。